

### 議事要旨(3) リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、リース会計専門委員会では、IASBの公開草案「リース」の提案内容へのコメントの検討が最終段階に入っていること、我が国のリース基準に関する論点整理の文案検討を進めていること、また、本日はコメントの検討及び論点整理の文案検討について審議する旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料〔審議事項(3)-1～3〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

#### （論点整理の文案について）

- ある委員より、本論点整理がリース会社との取引だけでなく、賃貸借取引を含む広範囲な取引にかかわるものである旨を明示したほうがよいとの意見があった。これに対し事務局からは、論点整理本文もしくは意見募集の中で明記することを検討する旨のコメントがなされた。
- ある委員より、特許権のライセンス契約など販売数量に応じて、受取対価が変動する取引などはその受取対価の見積もりが困難と思われるが、そのような取引の取扱いが論点整理の中で、明確になっていないのではないかとのコメントがあった。これに対し事務局からは、ライセンス契約については収益認識プロジェクトで検討されている旨、見積もりが難しい変動リース料を含む取引は本論点整理で検討されており、借手においても測定の信頼性要件を必要とすることの是非を検討している旨のコメントがなされた。
- ある委員より、本論点整理の中では、貸手の会計処理について、原資産の売買、履行義務アプローチ及び認識中止アプローチを、並列する3つ分類として検討としている表現があるが、原資産の売買はリース基準の適用対象外であり、正しい表現ではないのではないかとのコメントがあった。これに対し、事務局からは、原資産の売買と認識中止アプローチの双方を設けておく必要性に関する問題意識からのものであり、この線引きをなくし、リース基準の中で取扱うことを提案するものであること、修文を検討する旨のコメントがなされた。

#### （コメント検討について）

- ある委員より、コメント文案では、リース期間の考え方について、強い懸念があるとの記載があり、結論としては、同意しないと記載したほうがよいのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、ED の提案内容の経緯をふまえると現状実務的でない原案の修正を促すコメントにとどめるのが望ましいと考え、現在の文案となっている旨の説明がなされた。

- ある委員より、借手の短期リースについて、IAS16 号の有形固定資産の定義との整合性を強く主張すると、一年以内のリースについて、資産計上した上で、一時費用処理を提案している印象をあたえるため、表現を工夫したほうが良いのではないかとの意見があった。これに対して、事務局からは、修正案を検討する旨のコメントがなされた。
- ある委員より、金額的に重要性の乏しいリースについても、賃貸借取引処理の容認を主張したほうがよいのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、一般原則としての重要性はリースに限らず、すべての基準で考慮されるべきものであり、個別には記載していない旨のコメントがなされた。
- ある委員より、変動リース料についてもリース期間と同様に重要なコメントであると理解しており、冒頭の文章に追記したほうが良いとの意見があった。これに対して、事務局からは、修正案を検討する旨のコメントがなされた。

以 上